

「Direct Calling for Microsoft Teams」のお試し利用サービスに関する契約約款

実施 令和2年4月1日

目次

第1章 総則

第1条 契約約款の適用

第2条 契約約款の変更

第2条の2 契約約款の公表

第3条 用語の定義

第2章 Direct Calling for Microsoft Teams お試し利用サービスの提供機能

第4条 Direct Calling for Microsoft Teams お試し利用サービスの提供機能

第3章 契約

第5条 契約の単位

第6条 契約の期間

第7条 Direct Calling for Microsoft Teams お試し利用契約申込みの方法等

第8条 Direct Calling for Microsoft Teams お試し利用契約申込みの承諾

第9条 IP電話番号

第10条 発信番号通知

第11条 Direct Calling for Microsoft Teams お試し利用契約に基づく権利の譲渡の禁止

第12条 Direct Calling for Microsoft Teams お試し利用契約者が行う Direct Calling for Microsoft Teams お試し利用契約の解除

第13条 当社が行う Direct Calling for Microsoft Teams お試し利用契約の解除

第14条 その他の提供条件

第4章 付加機能

第15条 付加機能の提供

第15条の2 付加機能の廃止

第5章 利用中止等

第16条 利用中止

第17条 利用停止

第6章 損害賠償

第18条 免責

第7章 雑則

第19条 サービスの廃止

第20条 利用に係る Direct Calling for Microsoft Teams お試し利用契約者の義務

第21条 再販の禁止

第22条 非保証

第23条 特約

別記

1 Direct Calling for Microsoft Teams お試し利用契約者の氏名等の変更

2 設定代行サービスの提供

3 付加機能

附則

第1章 総則

(契約約款の適用)

第1条 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社（以下「当社」といいます。）は、電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。）に基づき、この「Direct Calling for Microsoft Teams」のお試し利用サービスに関する契約約款（以下「約款」といいます。）を定め、これにより Direct Calling for Microsoft Teams お試し利用サービスを提供します。

2 Direct Calling for Microsoft Teams お試し利用サービスは、当社の IP 通信網サービス契約約款（シェアード IP-PBX サービス）に規定する第6種シェアード IP-PBX サービス（カテゴリ3のタイプ5に係るものに限ります。以下、Direct Calling for Microsoft Teams サービスといいます。）の利用を検討している者を対象として、利用可能期間、付加機能、附帯サービスの数を限定して提供します。

(契約約款の変更)

第2条 当社は、この約款を変更することがあります。この場合には、変更後の約款の内容及び効力発生時期を、当社のWebサイト（<https://www.ntt.com/about-us/disclosure/tariff/>）上への掲載その他の適切な方法により周知します。

2 変更後の約款の効力発生後、Direct Calling for Microsoft Teams お試し利用契約者が特段の申出なく Direct Calling for Microsoft Teams お試し利用サービスを利用し、又は利用料金を支払ったとき、その他 Direct Calling for Microsoft Teams お試し利用契約者が当該変更を特段の異議なく承諾したものと当社が判断したときは、当社は、Direct Calling for Microsoft Teams お試し利用契約者がかかる変更同意したものとみなします。この場合、特に断りのない限り、料金その他の提供条件は、変更後の規約によります。

(契約約款の公表)

第2条の2 当社は、当社のWebサイト（<https://www.ntt.com/about-us/disclosure/tariff/>）において、この契約約款を公表します。

(用語の定義)

第3条 この約款において使用する用語の定義については、次表に規定するほか、当社の IP 通信網サービス契約約款の定めるところに準じるものとします。

用語	用語の意味
1 Direct Calling for Microsoft Teams お試し利用サービス	第4条（Direct Calling for Microsoft Teams お試し利用サービスの提供機能）に規定する機能を利用することができるサービス
2 Direct Calling for Microsoft Teams お試し利用契約	当社から Direct Calling for Microsoft Teams お試し利用サービスの提供を受けるための契約
3 Direct Calling for Microsoft Teams お試し利用契約者	当社と Direct Calling for Microsoft Teams お試し利用契約を締結している者

第2章 Direct Calling for Microsoft Teams お試し利用サービスの提供機能

(Direct Calling for Microsoft Teams お試し利用サービスの提供機能)

第4条 当社は、Direct Calling for Microsoft Teams お試し利用サービスに係る基本機能を次のとおり提供します。

区分	内容
ダイヤルアウト通信機能	日本マイクロソフト株式会社（以下「マイクロソフト社」）が提供する Microsoft Teams を利用して、ダイヤルアウト通信を行うもの
備考	Direct Calling for Microsoft Teams お試し利用サービスに係る ID の数と番号の数は、20 を上限とします。

第3章 契約

(契約の単位)

第5条 当社は、1のDirect Calling for Microsoft Teams お試し利用契約者につき1のDirect Calling for Microsoft Teams お試し利用契約を締結します。この場合、Direct Calling for Microsoft Teams お試し利用契約者は、1の利用契約につき1人に限ります。

(契約の期間)

第6条 Direct Calling for Microsoft Teams お試し利用サービスの契約の期間は、サービスの提供を開始した日から起算し15営業日（当社の営業日とし、土曜日、日曜日及び祝日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）の規定により休日とされた日並びに年末年始（12月29日、12月30日、12月31日、1月2日、及び1月3日）を除く日をいいます。）とします。

(Direct Calling for Microsoft Teams お試し利用契約申込みの方法等)

第7条 Direct Calling for Microsoft Teams お試し利用契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について当社指定の方法により当社に提出していただきます。

- (1) Direct Calling for Microsoft Teams お試し利用サービスに係る当社の指定する事項
- (2) その他申込みの内容を特定するために必要な事項

(Direct Calling for Microsoft Teams お試し利用契約申込みの承諾)

第8条 当社は、Direct Calling for Microsoft Teams お試し利用契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

- 2 当社は、前項の規定にかかわらず、Direct Calling for Microsoft Teams お試し利用契約に係る申込みがあった場合は、申込みのあったDirect Calling for Microsoft Teams サービスを設置するために必要な電気通信設備に余裕があるときに限り、その申込みを承諾します。
- 3 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、そのDirect Calling for Microsoft Teams お試し利用契約の申込みを承諾しないことがあります。
 - (1) Direct Calling for Microsoft Teams お試し利用サービスを提供することが技術上著しく困難なとき。
 - (2) Direct Calling for Microsoft Teams お試し利用契約の申込みをした者が当社のサービスの利用を停止されている若しくは停止されたことがある又は当社のサービスに係る契約の解除を受けたことがあるとき。
 - (3) Direct Calling for Microsoft Teams お試し利用契約の申込みをした者が、Direct Calling for Microsoft Teams サービス又はDirect Calling for Microsoft Teams お試し利用サービスを利用したことがあるとき又は現に利用しているとき。
 - (4) そのDirect Calling for Microsoft Teams お試し利用契約の申込みをした者が、申込みにあたり虚偽の内容を含む契約申込みをしたとき。
 - (5) その他当社のDirect Calling for Microsoft Teams お試し利用サービスに係る業務の遂行上著しい支障があるとき。

(IP電話番号)

第9条 当社は、Direct Calling for Microsoft Teams お試し利用契約ごとにIP電話番号を定めます。

- 2 当社は、技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、IP電話番号を変更することがあります。
- 3 前項の規定により、IP電話番号を変更する場合には、あらかじめそのことをDirect Calling for Microsoft Teams お試し利用契約者に通知します。

(発信番号通知)

第10条 Direct Calling for Microsoft Teams お試し利用サービスに係る通信については、発信元のIP電話番号を着信先へ通知します。ただし、第15条に規定するIP Voice番号通知機能の提供を受けている場合は、Direct Calling for Microsoft Teams お試し利用契約者が指定したIPセントレックス番号（この機能を利用するDirect Calling for Microsoft Teams お試し利用契約者が契約する第6種シェアードIP-PBX契約（カテゴリー1、カテゴリー2、カテゴリー3（タイプ5を除きます。）、カテゴリー4、カテゴリー5、カテゴリー6及びカテゴリー7に係るものに限ります。）に係るIPセントレックス番号に限ります。）を着信先へ通知

します。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の場合には、IPセントレックス番号を通知しません。
通信の発信に先立ち、「184」をダイヤルし、又は番号を通知しない旨の信号を送出したとき。

(Direct Calling for Microsoft Teams お試し利用契約に基づく権利の譲渡の禁止)

第11条 Direct Calling for Microsoft Teams お試し利用契約者がDirect Calling for Microsoft Teams お試し利用契約に基づいてDirect Calling for Microsoft Teams お試し利用サービスの提供を受ける権利は、譲渡することができません。

- 2 前項に規定するほか、当社は、Direct Calling for Microsoft Teams お試し利用サービスを、Direct Calling for Microsoft Teams お試し利用契約の申込みをした本人にのみ提供します。

(Direct Calling for Microsoft Teams お試し利用契約者が行うDirect Calling for Microsoft Teams お試し利用契約の解除)

第12条 Direct Calling for Microsoft Teams お試し利用契約は、Direct Calling for Microsoft Teams お試し利用契約者の意思にかかわらず、契約の期間満了時にその日をもって契約を解除します。

(当社が行うDirect Calling for Microsoft Teams お試し利用契約の解除)

第13条 当社が行うDirect Calling for Microsoft Teams お試し利用契約の解除については、当社のIP通信網サービス契約約款の定めるところに準じるものとします。

- 2 前項に規定するほか、Direct Calling for Microsoft Teams お試し利用契約者が第8条 (Direct Calling for Microsoft Teams お試し利用契約に基づく権利の譲渡の禁止) に違反していることを当社が知った場合、当社は、Direct Calling for Microsoft Teams お試し利用契約を解除する場合があります。
- 3 当社は、そのDirect Calling for Microsoft Teams お試し利用契約を解除する場合があります。

(その他の提供条件)

第14条 利用中止、通信利用の制限等、Direct Calling for Microsoft Teams お試し利用契約者の維持責任、Direct Calling for Microsoft Teams お試し利用契約者の切実責任、修理又は復旧の順位、データ等の取り扱い、承諾の限界、技術資料の閲覧、法令に規定する事項及び当社が取得する個人情報の取り扱いについては、当社のIP通信網サービス契約約款の定めるところに準じるものとします。

- 2 前項に規定するほか、Direct Calling for Microsoft Teams お試し利用契約に関するその他の提供条件については、別記に定めるところによります。

第4章 付加機能

(付加機能の提供)

第15条 当社は、Direct Calling for Microsoft Teams お試し利用契約の申込みと同時に請求があったときは、以下に掲げる付加機能を提供します。

区 分	提 供 条 件
番号追加機能 追加番号(この機能を利用するためのIP電話番号であって、約款の第9条に基づき当社が定める番号をいいます。)に通信を行うことができるようにする機能	(1) 番号追加機能を請求する場合は、ID追加機能も同時に請求するものとします。 (2) 番号追加機能の番号数とID追加機能のID数は同数とします。 (3) この機能において利用することができる追加番号の上限数は、当社が指定するところによります。 (4) 追加番号に関するその他の扱いについては、約款第9条の規定に準ずるものとします。
ID追加機能 追加IDにより通信を行うことができるようにする	(1) ID追加機能を請求する場合は、番号追加機能も同時に請求するものとします。 (2) ID追加機能のID数と番号追加機能の番号する

機能	は同数とします。 (3) この機能において利用することのできる ID の上限数は、当社が指定するところによります。
<p>IP Voice 番号通知機能</p> <p>この機能を利用する Direct Calling for Microsoft Teams お試し利用契約に係る IP 電話番号から行う通話について、その IP 電話番号に替えて指定の IP セントレックス番号（この機能を利用する Direct Calling for Microsoft Teams お試し利用契約者が契約する第 6 種シェアード IP-PBX 契約（カテゴリー 1、カテゴリー 2、カテゴリー 3（タイプ 5 を除きます。）、カテゴリー 4、カテゴリー 5、カテゴリー 6 及びカテゴリー 7 に係るものに限ります。以下、本欄において「通知元第 6 種シェアード IP-PBX 契約」といいます。）に係る IP セントレックス番号に限ります。）を着信先に通知する機能</p>	<p>(1) 当社は、Direct Calling for Microsoft Teams お試し利用契約者に、この機能を提供します。</p> <p>(2) この機能の申込みにあたっては、着信先に通知する IP セントレックス番号をあらかじめ指定していただきます。</p> <p>(3) 当社は、Direct Calling for Microsoft Teams お試し利用契約者から着信先に通知する IP セントレックス番号について、廃止の届出があったとき又はその事実を知ったときは、この機能を廃止します。</p> <p>(4) 当社は、Direct Calling for Microsoft Teams お試し利用契約者から通知元第 6 種シェアード IP-PBX 契約について、解除の通知があったとき又はその事実を知ったときは、この機能を廃止します。</p> <p>(5) 当社は、Direct Calling for Microsoft Teams お試し利用契約者から着信先に通知する IP セントレックス番号を利用する通知元第 6 種シェアード IP-PBX 契約について解除すると同時に新たに通知元第 6 種シェアード IP-PBX 契約を締結した旨の届出がないときは、この機能を廃止します。</p> <p>(6) 当社は、Direct Calling for Microsoft Teams お試し利用契約者と着信先に通知する IP セントレックス番号を利用する通知元第 6 種シェアード IP-PBX 契約に係る契約者が同一の者とならないことを知ったときは、この機能を廃止します。</p> <p>(7) 当社は、Direct Calling for Microsoft Teams お試し利用契約者に係る 1 の IP 電話番号につき、通知元第 6 種シェアード IP-PBX 契約に係る 1 の IP セントレックス番号を通知します。</p> <p>(8) 当社は、当社の電気通信設備の保守又は工事上やむを得ないときは、現に登録中の電話番号等を消去することがあります。</p>

2 当社は、Direct Calling for Microsoft Teams お試し利用契約者から付加機能（IP Voice 番号通知機能に限ります。以下この条において同じとします。）の請求があったときは、当社の IP 通信網サービス契約約款 共通編第 18 条（付加機能の提供）のほか、その Direct Calling for Microsoft Teams お試し利用契約者が第 6 種シェアード IP-PBX 契約者（カテゴリー 1、カテゴリー 2、カテゴリー 3（タイプ 5 を除きます。）、カテゴリー 4、カテゴリー 5、カテゴリー 6 及びカテゴリー 7 に係る者に限りません。）と同一の者とならないときは、付加機能を提供しません。

（付加機能の廃止）

第 15 条の 2 当社は、付加機能（IP Voice 番号通知機能に限ります。）の提供条件を満たさなくなったことを知ったときは、その付加機能を廃止します。

第5章 利用中止等

(利用中止)

第16条 当社は、第14条（その他の提供条件）の規定に基づく利用の中止によって生じた Direct Calling for Microsoft Teams お試し利用契約者、Direct Calling for Microsoft Teams お試し利用サービスを利用する者及び第三者の損害については責任を負いません。

(利用停止)

第17条 当社は、Direct Calling for Microsoft Teams お試し利用契約者が次のいずれかに該当するときは、当社が定める期間、その Direct Calling for Microsoft Teams お試し利用サービスの利用を停止することがあります。

- (1) 第20条（利用に係る Direct Calling for Microsoft Teams お試し利用契約者の義務）の規定に違反したとき
- (2) 第21条（再販の禁止）の規定に違反したとき。
- (3) 前2号に規定するほか、この契約約款の規定に反する行為であって、Direct Calling for Microsoft Teams お試し利用サービスに関する当社の業務の遂行又は故意に多数の不完了呼を発生させる、連続的に多数の呼を発生させる等、通信のふくそうを生じさせ当社の電気通信設備に著しい支障を及ぼすおそれのある行為をしたとき。

2 当社は、前項の規定により Direct Calling for Microsoft Teams お試し利用サービスの利用停止をするときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を Direct Calling for Microsoft Teams お試し利用契約者に通知します。

ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第6章 損害賠償

(免責)

第18条 当社は、Direct Calling for Microsoft Teams お試し利用サービスの提供において、その完全性、正確性、確実性、有用性等につき、保証を行わないこととします。また、Direct Calling for Microsoft Teams お試し利用サービスの利用にともない、Direct Calling for Microsoft Teams お試し利用サービスに係る Direct Calling for Microsoft Teams お試し利用契約者及び第三者に発生する損害については、当社の故意又は重過失による損害を除き責任を負わないこととします。

2 当社は、当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないときその他当社の Direct Calling for Microsoft Teams お試し利用サービスに係る業務の遂行上著しい支障があるときは、現に蓄積している記憶装置に係る情報を消去することがあります。

3 この契約約款に定める免責に関する事項は、この契約約款の準拠法で強行規定として定められる、法的に免責又は制限できない範囲を免責することまでを目的とはしていません。そのため、準拠法の強行規定の定めを超える免責事項がこの契約約款に含まれる場合には、準拠法にて許容される最大限の範囲にて当社は免責されます。

第7章 雑則

(サービスの廃止)

第19条 当社は、Direct Calling for Microsoft Teams お試し利用サービスの全部又は一部を廃止することがあります。

2 前項の規定による Direct Calling for Microsoft Teams お試し利用サービスの全部又は一部の廃止があったときは、その Direct Calling for Microsoft Teams お試し利用サービスの全部又は一部に係る契約は終了するものとしてします。

3 当社は、Direct Calling for Microsoft Teams お試し利用サービスの全部又は一部の廃止に伴い、Direct Calling for Microsoft Teams お試し利用契約者又は第三者に発生する損害については、責任を負わないものとしてします。

4 当社は、第1項の規定により Direct Calling for Microsoft Teams お試し利用サービスを廃止するときは、そのことを相当な期間において、あらかじめ Direct Calling for Microsoft Teams お試し利用契約者に通知します。

(利用に係る Direct Calling for Microsoft Teams お試し利用契約者の義務)

第 20 条 当社は、Direct Calling for Microsoft Teams お試し利用契約者に次のことを守っていただきます。

- (1) 故意に電気通信設備を保留したまま放置し、その他通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。
- (2) 当社又は第三者の著作権その他の権利を侵害する行為をしないこと。

2 当社は、Direct Calling for Microsoft Teams お試し利用契約者が前項の規定に違反して電気通信設備を亡失し、又はき損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要な費用を Direct Calling for Microsoft Teams お試し利用契約者に負担していただきます。

(再販の禁止)

第 21 条 Direct Calling for Microsoft Teams お試し利用契約者は、Direct Calling for Microsoft Teams お試し利用サービスを他人へ再販できないものとします。

(非保証)

第 22 条 当社は Direct Calling for Microsoft Teams お試し利用契約者に対し以下を保証するものではありません。

- (1) Direct Calling for Microsoft Teams お試し利用サービスが他人の権利を侵害しないこと。
- (2) Direct Calling for Microsoft Teams お試し利用サービスが Direct Calling for Microsoft Teams お試し利用契約者の期待通りの性能・品質・効用を有すること、その作動が中断されないこと及びその作動に誤りがないこと。

(特約)

第 23 条 この契約約款の一部条項について特約をした場合については、当該条項の定めにかかわらず、その特約事項を適用します。

別記

1 Direct Calling for Microsoft Teams お試し利用契約者の氏名等の変更

- (1) Direct Calling for Microsoft Teams お試し利用契約者は、その氏名、名称又は住所若しくは居所、その他利用契約に必要な事項について変更があったときは、そのことを速やかに当社に届け出ていただきます。
- (2) 前号の届出があったときは、当社は、その届出のあった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。

2 設定代行サービスの提供

- (1) 当社は、Direct Calling for Microsoft Teams お試し利用契約者から請求があったときは、設定代行サービス（当社が Direct Calling for Microsoft Teams お試し利用契約者の代理で Direct Calling for Microsoft Teams お試し利用契約者が提示する Office 365 と当社が提供する ID を割り当てる処理を行うサービスをいいます。以下同じとします。）を提供します。
- (2) 当社は、Direct Calling for Microsoft Teams お試し利用契約の申込みと同時に請求があったときは、設定代行サービスを 1 回の利用に限り提供します。

附 則（令和 2 年 3 月 31 日 V V サ第 00631527 号）

この契約約款は、令和 2 年 4 月 1 日から実施します。

附 則（令和 2 年 7 月 29 日 A P S 1 サ第 00674502 号）

この改正規定は、令和 2 年 7 月 31 日から実施します。